

国立大学法人富山大学における研究インテグリティの確保に関する規則

令和6年3月26日制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究者 教員、学生等本学において研究活動を行うすべての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するとともに、研修等を実施し、本学構成員の研究インテグリティに関する理解醸成を図るものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について、本学に報告するものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括するため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、学長が指名する理事又は特命理事をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 本学に、研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 学長が指名する理事又は特命理事（前号に掲げる者を除く。） 若干人
- (3) 国際機構国際 IR・安全保障輸出管理部門に配置する職員 1人
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長
- (6) 研究推進部長

(7) その他委員長が必要と認めた者

(審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関すること。
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関すること。
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関すること。
- (5) その他研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第10条 第7条第3号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第11条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第12条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(事務)

第13条 委員会及び専門委員会に関する事務は、関係部局等の協力を得て、研究推進部産学共創課において処理する。

(相談窓口)

第14条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため、相談窓口を国際機構国際 IR・安全保障輸出管理部門に置く。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年3月26日から施行する。
- 2 この規則を施行後、最初に選出される第7条第3号に規定する委員の任期は、第10条の規定にかかわらず令和7年3月31日までとする。